

議案第 22 号

松阪市行政手続条例の一部改正について

松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 16 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市行政手続条例の一部を改正する条例

松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」を

「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 35 条）」を

第 4 章の 2 処分等の求め（第 35 条の 2）」に改める。

第 1 条第 1 項中「第 3 条第 2 項において法第 2 章から第 4 章までの規定を適用しないこととされた」を「第 46 条の趣旨にのっとり、」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「本市の」、「及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程」及び「並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定による三重県の条例により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例及び規則」を削り、同項第 2 号中「、三重県の条例、三重県の執行機関の規則」を削り、同項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号ア中「条例等において」を「条例等上」に改め、同号ウ中「同意のもと」を「同意の下」に改め、同項第 8 号中「条例等における」を「条例等上の」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同項第 2 号中「得たうえで」を「得た上で」に改め、同項第 5 号中「本市の職員」を「公務員」に改め、同項第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第 2 項中「処分」の次に「その他公権力の行使に当たる行為」を加える。

第 4 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 11 条第 2 項中「いずれかの申請」を「一の申請」に改める。

第 13 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第 1 号イ中「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第 2 項第 1 号中「手続き」を「手続」に改め、同項第 2 号中「条例等において」を「条例等上」に改め、同項第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 14 条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 2 項中「名あて人」を「名宛人」に、「しなくなったとき、その他」を「しなくなったときその他」に改める。

第 15 条第 1 項及び第 3 項並びに第 22 条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に改

める。

第 23 条第 2 項中「終結」を「終結することと」に改める。

第 28 条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 33 条第 3 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 35 条を次のように改める。

（この章の解釈）

第 35 条 この章の規定は、市の機関が公益のために必要な行政指導を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2 処分等の求め

第 35 条の 2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（松阪市税条例の一部改正）

2 松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（松阪市行政手続条例の適用除外）

第 4 条 松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、松阪市行政手続条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

2 松阪市行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 4 項に定めるもののほか、市の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 1 項第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 33 条第 3 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

第 5 条 削除